

役員等に関する規程

社会福祉法人 久 寶 会

役員等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 久寶会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第 3 条 繼続かつ定期的に従事する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。

本規程作成時における該当する役員は、理事長三津井和夫でその報酬は次のとおりとする。

理事長 三津井和夫 月額 200,000 円

2 前項に該当しない役員等で福井市外より出席の役員について、以下のとおりの報酬を支給する。

1回 5,000 円

3 報酬額は、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(費用弁償)

第 4 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

- 第 5 条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。
- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
 - 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食事、付隨する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
 - 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり3,000円を支給する。
 - 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
 - 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の借受け)

- 第 6 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって借り受けすることができる。

(出張旅費の精算)

- 第 7 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。
- 2 出張旅費を借受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 附 則

(改 正)

- 第 8 条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人久寶会の理事会決議を経なければならない。

平成28年5月26日制定 平成28年5月27日より施行する。